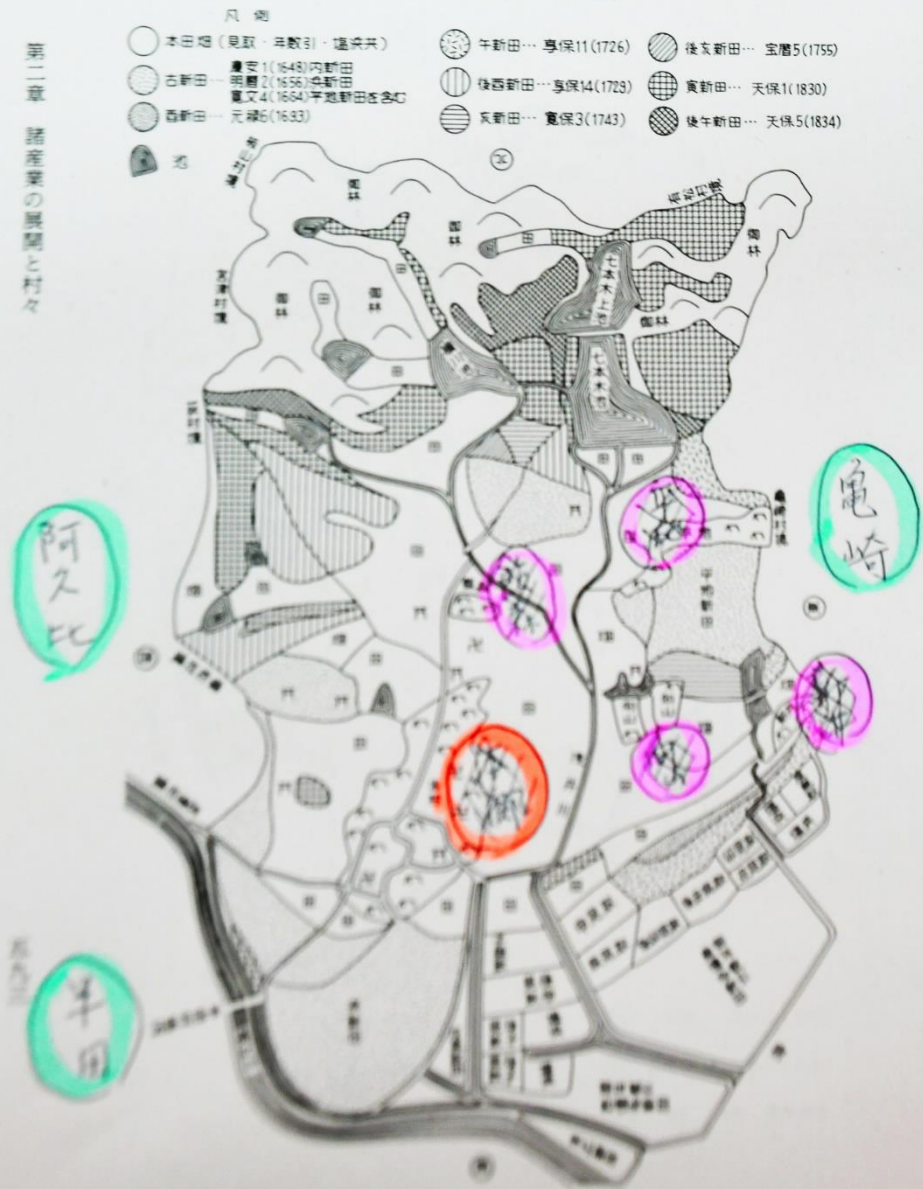


祭礼等の村役人の統制等 (祭礼に関わる文書を読む)

半田市立博物館 柴田邦彦

図3-2-4 乙川村新田開発図



下知識
乙川村には本郷と枝郷があった
本郷（正通寺あたり）
枝郷（飯森（飯森町）、向山（向山町）、新井（新居町）、平地新田（平地町））
江戸時代、本郷と枝郷は一緒に祭礼を行っていた。

版意書

一 淨神車、長相勅、獅子、辰、先年本郷、
獅子、世々、以、前、向、山、獅子、多、之、雨、清、疎、
淨、速、宮、其、外、淨、神、車、亦、長、本、郷、
依、持、信、勅、且、在、山、亦、亦、之、後、中、但、
獅子、亦、見、心、見、之、既、之、以、勅、亦、亦、才、之、
救、接、亦、之、後、有、但、亦、但、同、所、獅子、亦、來、
於、又、亦、之、後、新、井、獅子、版、意、亦、離、子、

是又同所出也心在椰子之殼亦離子一但
雷地行因椰子之殼故合七但與和和是也
三十八九之多也葉生地行由神明宮而後沙
祿之長細也也也也也也也也也也也也也
不和也也也也也也也也也也也也也也也
所神也而後沙祿之長也也也也也也也也
也也也也也也也也也也也也也也也也也
沙祿祿也也也也也也也也也也也也也也
椰子也也也也也也也也也也也也也也也

二十二年以前子年組と一岡和勝由是往、
本郷校の元室より礼堂は本郷元室の
十七八年以前若平地村田神田宮を信濃津
と名付組向ふに入組しむるが外に以後も
細く取替りし暮より新田本郷の地を以
て礼堂の以て是に造り廻す様々風流は
又因りておとろふも甚く人若くは若
今より二十二年以前は、是より後より

查秋之悲歎雖盡言終以離別時所以至
分公但之和熟于石河電徒亦否如時如
或神濟本社及大破雖控在中華及改
涉造管之領上出材中一同意者概指其
黃國表今濟實清之收感日之婿之涉造化
涉取卷上由成心月上有之新
濟本社共玉領示之正述之涉不和久日勿發
涉速官之紅為正雅正涉後誠之時宜能

生是瓜也稀如清道苦沙般持之云及
全一私之計以之同矣 清神德之類
可法之清道事也 誠為衆能之風林也
清道苦沙般持之云及
清神德之類不相計清道受之者之同矣
之類清道苦沙般持之云及
清神德之類不相計清道受之者之同矣
之類清道苦沙般持之云及
清神德之類不相計清道受之者之同矣

以年郵院編輯之心改意錄述想
 抑於大但之一同和睦いふ、村中、
 所、遂、空、之、所、景、奉、而、事、之、
 但、之、如、睦、之、後、之、使、之、
 先、則、時、長、而、事、之、
 所、神、遠、之、事、蒙、所、如、復、
 村、中、懸、疑、其、疑、冥、如、
 此、之、新、舊、本、校、之、
 所、神、復、

改格條目の例

本郷の三組（中組、南組、北組）は行司役
まず、中組から行司を勤め、順に南組、北組と一年交代
で行司を勤めること（この一年毎の交代を隔番と言つて
いた様子）
行司当番組は祭礼に際し、順席（順番）道順等各組へ通
知し、祭礼当日は他の組より先に打ち上り、他の組が参
着したら、出迎えること。

向山、新井、飯森の枝郷三組は、客分と定める。

平地新田は別格の客分と定め、雨請（雨乞い）神事の時
は行司が招請して参加し、その他の神事には参加しない。

氏神御遷宮諫（いさみ）の時

神楽順は、向山組から舞始め、新井・飯森組は一年交代
（隔番）で順序を入れ替える。本郷三組は、行司組が舞
い留（最後）を勤める。

宮下り順は、行司組が先頭、向山、新井、飯森は隔番、
本郷二組は、先（前年）行司が押さえ（最後）とする。
各組の宮打ち上りは、勝手しだいとする。

之其但之順席改換在通一相心經

改換條目

一本鄉技鄉先由之至之孔之也之本鄉之應
沂神變挑行之動有後之相定先之中俱
在神之大之南但小但之一但之二十一年家
隨者沂日改之之相動之也
沂神之也其相樂相之改行之本鄉之
一同相之也之百得改格之移意之運之也

且新刊後當其之總不順席道預未之
但之接接之之之且 汗宮事者之成即得
子所亦于之所之成不似之各者之成
汗宮之進出之之者之平

一向之新刊版之三鄉之成之者之成之成
汗神事概之成之成之成之成之成
成之成之成之成之成之成之成之成
成之成之成之成之成之成之成之成

一、... 苦修 冲杯... 苦修

但... 冲... 苦修

三... 冲... 苦修

右... 冲... 苦修

冲... 苦修

一... 冲... 苦修

先... 冲... 苦修

三... 冲... 苦修

切之慮之其意也但之明席言其用事

古之陳之在鄉於 沂社社名故也三德也

在獅子向山定先社樂故也 沂社社名

在鄉三德也 沂社社名 故也 古獅子

中但先社樂也 向山定先社樂也 故也

意也 古也 曰古也 禮也 故也 故也

故也 禮也 歸也 故也 禮也 故也 故也

其者 心也 故也 故也 故也 故也 故也

著者多し悲願年々礼に遊之日神
那禮に受給て可法不忠儀礼に実信
とと補付とと我儀不忠後日故招
條目依此件

文政九年

戊三月

乙川村

教誨我年活

以

長

但

右

戊午行到汝南看
 仲但
 亥年古口新
 小但
 子年古口新
 荀但
 表一者
 仲

日
 日
 日
 德
 七

以書法傳同每年一正日了尚書新行致人俱
水後一若年

右名其相後復相陳同字亦德名
上以物必以遠其之故言其古以復
英市乾法之也

文政十二年
凡六月

名
乾法
乾法



本殿前組之神夏祭式定

・ 水村 南 西馬場 東馬場

右之坊より集詣り幼吹流之事

・ 東馬場 西馬場 南 水村

右之坊より下向り幼噴道之事

但し六月十日迄祭礼終了後

より下向り水村より若

・ 南 西馬場 東馬場

右三組前殿前一年の格差

より下向り事

・正月十日、四月十七日、農業しんぎん

右之度、後々、南地、横濱、越前を渡

自一刻早、神子、お勤り告

・家形、外、山車、次、あふご、お勤り告

心車、心、お勤り告、お勤り告

お勤り

・獅子、お勤り告、お勤り告、お勤り告

左、お勤り告、お勤り告、お勤り告

・糸、お勤り告、お勤り告、お勤り告

・お勤り告、お勤り告

此一月十日午刻、急孔夜交

南総より十日、船、水村の人、甚苦

水村、南総より、舟出、一人、甚苦

文入、水村の人、甚苦、舟

口、十日、急孔、南日

南総より、十日、船、水村の人、甚苦

水村、南総より、舟出、一人、甚苦

南日、舟出、一人、甚苦、舟

文入、水村の人、甚苦、舟

八朔



前日、夜、南総より、水村の人、甚苦

南日、水村、南総より、舟出、一人、甚苦

文入、水村の人、甚苦、舟

舟出、一人、甚苦、舟

石、舟出、一人、甚苦、舟

前夜、南総より、水村の人、甚苦

南日、水村、南総より、舟出、一人、甚苦

文入、水村の人、甚苦、舟

打田一登八の明次

・年内村方の湯神酒造の良酒を
出合に書一

・紙の出合の旨何れか意味合有るは
お懐楽の事一致と交申一

石の條の式意の世役前頭分主合

・石極の舟組の意及お懐楽

・実意を以てお懐可申の美心均儀

・背解有る旨の件並に心懸り申す

以上

安政四年

己七月

安政四年

己七月

本感

庄

組

民

意趣 (いしゆ…うらみ)

遺恨 (うらみ)

摔 (持つ)

九ツ 12時

八ツ 午後2時

募る ますます強くなる

風俗 風習・習慣・ならわし

時成越 ちようどよい時

礼 礼儀 人の守るべき道

慈志 あわれむ心 **あわれみの気持ちでとりもつこころ**

執持 (しつじ) とりもつこころ

風体 姿

心組 こころがまえ

神慮 神の心

納受 受け入れる

感応 神様に通じる事

神徳 神の威徳 威厳のある徳

徳 正しい人の道を悟り、行いあらわす事 正義

偏執 (へんしゆう) かたよった考え方

加護 神仏に守っていただくこと

冥加 神仏の加護をうけること

至極 この上もない

天明8年(1788) 文化6年(1809)

文政9年(1826)

そのような時、氏神ご本社大破におよび、捨て置きがたき事であり、ご造営のことを私どもが申し出て、村中一同慈悲の心でとりもつ心をもつて、去る酉春よりご普請に取り掛り、日々造作を進め、当戌正月上旬までに、新ご本社ならびに玉垣などに至るまで残らず出来あがり、ご遷宮もすることになった。

有難きことに、誠に時節柄のよいめぐり合わせで、稀なる御造営をとりもち申し上げることができたのは、まったく私どもの計らいであるはずはなく、神様の威厳のある行いであることを信ずるべく、お迎えすべきことであります。

しかし、前記のような姿勢やところがまえでご遷宮のお悦びを申あげては、神様のお心に叶わないし、神様に受けていただけない。立願祈祷その外の神事など執行しても、神様に受け入れていただけるとは思えないし、神さまが閉じこもられているような状態は誠に恐れ多いと思います。

まことによいタイミングであり、なにとぞわがまま、かたよった考え方を改め、恨みつらみを斬り捨て、組々一同和睦し、村中余念なくご遷宮を営み、村中あげて、ご遷宮申し上げたく思います。

組々和睦（すべき事）の件を皆様に申上げたところ、速やかに和睦が整いました。

まったくタイミングがよかつたとは申せ、ひとえに、神様の威厳ある正義をいただき、神様のご加護をいただくことは、村が長く無類の繁栄をすることであり、まことにありがたいことでもあります。

和睦がなりたつたので、新旧（獅子舞の歴史が新しいとか古いとか）本枝（本郷枝郷）の差別を捨て、御神事の節の（神楽等の）順番を以下改革したので、皆様そのように心得いただきたい。